

公立大学法人長野県立大学の中期目標期間終了時の検討について

1 趣旨（地方独立行政法人法第 79 条の 2）

地方独立行政法人法において、中期目標期間の終了時までには、設立団体の長が

- ・法人の業務を継続させる必要性
- ・組織の在り方・組織及び業務の全般

について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

また、検討を行う際、評価委員会の意見を聴くことが定められている。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第 79 条の 2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第 78 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までには、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第 1 項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 法人の業務を継続させる必要性等の検討について

第 2 期中期目標の策定にあたっては、県として第 1 期期間中の取組等を踏まえ法人の業務を継続させる必要性と組織の在り方・組織及び業務の全般を含めて検討してきたところ。

このことから、設立団体（県）において法第 79 条の 2 に基づき法人の業務を継続させる必要性等の検討を行ったものとする。

またその際には評価委員会から様々なご意見をいただいたところ。

⇒このことをもって法第 79 条の 2 第 2 項に基づく評価委員会からの意見聴取とさせていただきたい。

（参考）設立団体の長が講ずる所要の措置について

第 2 期中期目標を 12 月 15 日付けで法人に指示したことをもって、設立団体の長が講ずる所要の措置とする。